

第1章 総則

第1条

(目的) この規程は、次の観点から生徒と教員が一体となって定めたものである。

- ・本校の教育目標を達成するためのものであり、本校全生徒が「人を尊重し合う」「安心で安全な学校生活を送る」ためのものである。

第2章 校内生活に関する事

第2条

(頭髪) 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない髪型とする。

第3条

(服装) 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校(休日部活動においては各部)が定める制服を自分で選んで着用する。

- 一 本校の制服は、ブレザー及び長袖カッターまたは長袖ブラウス・半袖シャツまたは半袖ブラウス、ベスト、セーター、ネクタイ及びリボン(長袖着用時のみ)、スラックスまたはスカートとし、本校規程のものを正しく着用する。
- 二 ブレザー、カッターシャツ、ブラウス、セーター(ベスト)はいずれも名前が刺繍で入っている。
- 三 カッターシャツ、ブラウスの裾は、スラックス、スカートの中にきちんと入れる。
- 四 スラックスは、腰まできちんと上げて着用すること。スカートの長さは、膝立ちをしたときにスカートが床に着く長さとする。
- 五 (ベルト) 着用するベルトは、華美ではないものとする。
- 六 (ソックス) ソックスはくるぶしが隠れる白・黒・紺の単色のものとする。
- 七 (通学靴) 白の運動靴とし、靴ひもは白のみとする。
- 八 (防寒着) 登下校時の寒さ対策のため、華美ではないウィンドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋、華美ではないタイツ(準ずるものも可)を着用してもよい。
- 九 儀式、校外活動など中学校から指示があったときは統一をすること。

第4条

(通学かばん)

- 一 通学かばんおよびセカンドバックに自分の物とわかるようにするために華美ではない装飾品は可。
- 二 バッグのデザインは定めていないが、用途にあったサイズのものとする。

第5条

(不要物について) 学習に不必要なものは持ってこない。(お菓子類、危険物(ナイフ類)など)貴重品・携帯電話・スマートフォンなど学校へは持ち込まない。ただし、持ち込まざるえない場合許可を得ること。また、校内では担任に預ける。

(不要物の返還) 第5条に挙げた不要物を現認したときは、学校で預かり、保護者に取りに来てもらい返還する。または、保護者の了承を得て処分する。

第3章 自転車通学に関する事

第6条

(通学許可) 自転車通学許可区域の生徒で、自転車通学許可願(別紙)を提出し、受理された者のみ。

第7条

(許可区域) 自転車通学の許可区域は、東は横尾町と千田町の境、西側は、県道391号線、南側は、中津原浄水場の南側溝、北側は、御幸小学校北の井溝川より遠方の範囲とする。
特別な理由がある場合は、学校長の承認を得て許可する。

第8条(自転車通学の停止及び取消)

- 一 道路交通法を守らない行為を繰り返す場合。
- 二 自転車通学規程(自転車通学許可願に記載)を守らない行為を繰り返す場合。

第4章 校外生活に関する事

地域、社会の一員として他に迷惑をかけることなく、幸千中学校生徒としての自覚をもち行動する。

第5章 その他

- 一 (アルバイトについて) 原則禁止する。ただし、やむを得ない事情があり、保護者が学校長の許可を得た場合はこの限りではない。
- 二 (規程改定について) 変遷する社会情勢を踏まえた上で、必要に応じて改定する。改定する場合は、生徒全員で考えて決める。決め方は変更する際に考案し、教員や生徒の同意を得ることとする。